**平成２４年（フ）第５０６号**
岐阜市沖ノ橋町３丁目12番地
破産者　國枝　在香
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０４号**
鹿児島県霧島市隼人町松永１丁目216番
破産者　株式会社Ｆａｉｔｈ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第１７４３１号**
東京都練馬区下石神井２丁目２－５―208、開始決定時の住所東京都北区滝野川１丁目74―11
破産者　井上　真一
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６７３号**
東京都墨田区石原４丁目32番16号
破産者　有限会社タク工房
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５３９７号**
千葉県習志野市東習志野６丁目４―10
破産者　村山　　稔
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５３９８号**
千葉県千葉市花見川区花見川９―19―202
破産者　村山　　司
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６９４４号**
東京都板橋区若木２丁目８－７－Ⅱ－Ａ－103
破産者　前泊　聖紀
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８３２９号**
東京都中央区築地２丁目９番２号銀座大信ビル
破産者　株式会社日本商業開発センター
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８３３０号**
東京都板橋区高島平５丁目18―７
破産者　手塚　栄治
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９７２９号**
東京都墨田区立花５丁目28―３―410、開始決定時の住所東京都墨田区立花６丁目５－５
破産者　田沼　照世
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９８９１号**
茨城県牛久市中央５丁目12番地14
破産者　株式会社システムフロント
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００５７号**
東京都大田区池上６―38―３―402、住民票上の住所東京都大田区東雪谷１丁目13―１
破産者　竹下　清治
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０６００号**
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目７―13―103、開始決定時の住所千葉県千葉市中央区千葉寺町886―１―615
破産者　田苅子恭輝
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０６０１号**
千葉県千葉市中央区千葉寺町1217―11
破産者　羽鳥　貴子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１８１７号**
埼玉県川口市川口１丁目５―14―407
破産者　八木橋　均
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２１６７号**
埼玉県熊谷市原島1328―４、住民票上の住所東京都港区北青山３丁目９－８　２Ｆ
破産者　五林　孝啓
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２８５３号**
埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目289―２―101
破産者　定野美枝子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３１２１号**
東京都渋谷区恵比寿西１丁目21―10―1402
破産者　鶴園　紀子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３６４６号**
東京都西東京市芝久保町２丁目17―334、開始決定時の住所東京都西東京市富士町４丁目８－１－303
破産者　田口　　博
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３７６０号**
東京都品川区大井３丁目４－８
破産者　安藤　文隆
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１４１０３号**
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻３丁目８－２かなりやハイムＡ―201
破産者　高橋子**瑋**こと　董　　子**瑋**
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部